

学校いじめ防止基本方針

和歌山市立川永小学校

1 はじめに

いじめは、子どもの尊厳、人権に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為です。また、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものとの認識をもって取り組んでいかなければなりません。

そのためには、本校教職員のすべてが保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、組織的にいじめの防止と早期発見・早期対応、そして再発防止に努めなければなりません。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・ 一定の人的関係…「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

・ 物理的な影響…「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷（本人の認知の有無を問わず）なども意味する。

それぞれの行為が「いじめ」に当たるかどうかは、平成25年6月28日公布、同年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条に定められた定義に基づき判断することになります。その際、いじめを受けている子どもの立場に立ち、いじめには様々な態様（「ありさま」「様子」「状態」）があることを踏まえた上で、子どもからの小さなサインを見逃さず、その訴えを真剣に受け止めなければなりません。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題です。いじめに気づくためには、見落としてはいけない子どもからのサインやいじめに見られる集団構造、またその態様についてしっかりと理解しなければなりません。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、いじめを受けている子どもといじめている子どもだけの問題ではありません。観衆（まわりではやし立てるもの）や傍観者（見て見ぬふりをするもの）がいることも、いじめを助長する原因となります。また、一見、仲良く見える集団内でも、上下関係が原因で周りから見えにくいケースがあること、さらには、関係がないと思われる集団においても、パソコンや携帯電話等でのやりとりを通して、いじめが発生するケースがあることにも留意しなければなりません。

(2) いじめの態様

本校では、いじめについて具体的な態様として、次のような例を参考に判断します。

《例》

① 暴力を伴うもの

◆ 何度も—

- ・ 押される
- ・ ぶつかられる
- ・ たたかれる

- ・ けられる
 - ・ 髪を引っ張られる
 - ・ 足を踏まれる
 - ・ つばや水をかけられる
 - ・ 上に乗られる
- ② 暴力を伴わないもの
- ◆ 何度も—
 - ・ 冷やかしかいかいかいを言われる
 - ・ 悪口や嫌なことを言われる
 - ・ おどし文句を言われる
 - ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ◆ 金品を要求される
 - ◆ いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ※以上、インターネット上を通して行われた内容も含む
- ◆ 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 上記の態様の中には、一見、ふざけているように見えるケース、また、軽く見えても繰り返されたり集中的に行われたりすることで大きな苦痛を受けているケースもあり、常にいじめを受けている子どもの立場に立ち、取り組まなければなりません。

4 いじめの防止等の学校の取り組み

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ① いじめの防止等に組織的に対応するために、校長を中心にした「いじめ対策委員会」を設置します。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」の構成員は、次の通りとします。
校長・教頭・教務主任・生活指導主任・関係担任・スクールカウンセラー（外部専門家として適宜）
- ③ 「いじめ・不登校対策委員会」は、次のような役割を担います。
ア 学校基本方針を本校の実情に応じて、追加・訂正・削除していく。
イ いじめの未然防止，情報のキャッチ，一次対応（初期対応），二次対応（短期対応），三次対応（長期対応）において、計画的、組織的、継続的に行えるよう、学校の中心となって連絡、調整、指示、指導等をしていく。

(2) 未然防止

- いじめ問題で最も大切なことは、子ども全員を対象に未然防止に努めなければなりません。それにはまず、本校の教職員すべてが次の5つのポイントに留意する必要があります。
- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である」との認識をもつ。
 - ・ 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という強い姿勢を貫く。
 - ・ 子どもからの小さなサインを見逃さず、その訴えを真剣に受け止める。
 - ・ いじめを受けている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
 - ・ 日頃から子ども、保護者、地域住民との信頼関係に努める。
- その上で、教育活動全体を通じて、次に示したいじめの未然防止に向けた取り組みを行わなければなりません。
- ① 道徳教育の一層の充実
学校教育全体を通して、正義を重んじ、誰に対しても公平にすることや、かけがえのない自他の命や人権を尊重する心と態度を身に付けさせる。
 - ② 学級・学習集団の育成
日々の授業や行事をとおして、望ましい人間関係を築かせるとともに、人間としての在り方・生き方について正しく理解させ、規範意識や

社会性等が身に付くよう指導の充実を図る。

- ③ 特別活動の活性化
議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付けさせ、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

- ④ 人権意識の向上

ア 子どもも子どもにも人権に関する基本的な知識を身に付けさせ、自他の大切さを認められるようにする。

イ 教職員

日々の教育活動の中で子どもに指導する際、配慮に欠けた言動がないか見つけ直すなど、人権意識の向上に努める。

- ⑤ 教育環境の整備

子ども一人一人が大切にされ、子どもの安心・安全が確保される教育環境作りに努める。

- ⑥ 授業づくりの工夫と改善

子どもに授業規律を徹底させるとともに、子どもに「できる喜び」「知る楽しみ」の実感を与えられるよう、日頃から指導方法の工夫・改善に努める。

- ⑦ 開かれた学校づくり

いじめ防止の取り組みや校外生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者、地域住民が積極的に相互協力できる関係づくりに努める。

- ⑧ インターネット上を通したいじめの防止

子どもにルールやマナー、モラルについて、道徳教育や情報教育を中心に指導するとともに、保護者に対して啓発を行う。

(3) 早期発見・早期対応

- ① 早期発見

いじめの発見の遅れは、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあります。そこで教職員は、(2)で示した5つのポイントを常に念頭におき、子どもと良好な信頼関係を築けるよう努めた上、次の方法や取り組みをもって、いじめの早期発見に努めなければなりません。

ア いじめアンケート等の実施

教育委員会作成のアンケートを年3回(6月・10月・2月)実施する。その際、子どもが安心して思いや願い、考えを記入できるような環境作りに努める。

(※いじめアンケートの実施後は、紙媒体で保管しておくこととする。保管するのは生活指導主任で、過去の紙媒体の破棄を判断し命ずるのは校長とする)

《具体例》

- ・ 記入の際のていねいな説明と時間の確保
- ・ 他の児童の目に触れさせないような工夫
- ・ 無記名(状況に応じて)

イ 日記や個人ノート、生活点検表等の活用

その内容から気になる言葉がないか確認する。

ウ 定期的な個人面談

適宜、放課後や休憩時間に実施し、個々の思いや願い、考えに耳を傾ける。

- ② 早期対応

いじめを発見した場合、次のことに留意して対応しなければなりません。ただし、いじめの態様によっては、指導や支援、子どもの安全確保を最優先しなければならぬことにも注意しなければなりません。

ア 管理職等への報告

各自が緊急事態の意識をもつ。

イ 「いじめ・不登校対策委員会」の開催

校長の指示・命令のもと構成員を招集し、委員会を開催。

ウ 事実関係の把握

- ・ 聞き取るべき内容の確認をする。

いじめを受けている子どもといじめている子ども、関係の子どもから個別に聞き取る。

- ・ 聞き取った情報を整理し、いじめの全体像を把握する。
- エ 対応方針の決定
 - ・ いじめを受けている子どもの安全を確保するため、緊急度を確認する。
 - ・ いっ、誰が、どのように対応するのかを決め、その内容は、全教職員に周知する。

オ 情報提供
いじめの早期解決を図るため、事実関係に関する情報を、いじめを受けている子どもといじめている子どもの保護者に必要に応じて提供する。

③ 関係機関との連携

いじめの態様によっては、早期に次のように対応しなければなりません。

ア 子どもの生命や身体、財産に重大な被害が生じるような場合、直ちに校長の判断のもと、警察に通報し、連携した対応をとる。

イ 本来、犯罪として取り扱われるべき行為であると校長が判断した場合、教育的な配慮やいじめを受けている子どもとその保護者の意向を考慮した上で、警察に適切な援助を求める。

ウ いじめを受けている子どもの安全確保や被害防止のために、警察署との連携が必要と校長が判断した場合、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて連絡をする。

エ 校長が必要と判断した場合、子ども・女性・障害者相談センターや子ども総合支援センター、少年センターに連絡する。

④ パソコンや携帯等を通したいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等があった場合、その内容が短時間に不特定多数の人間に広がる恐れがあるため、早期に次のように対応しなければなりません。

ア その内容を確認し、情報の保存を行う。

イ 掲示板等の事業者または管理者に削除の要請を行う。

なお、対応する際は、いじめを受けている子どもの保護者の了解をとる必要があることに留意しなければなりません。また、その内容が、犯罪に等しいと校長が判断した場合、削除の要請を行う前に、警察に通報・相談する必要があります。

(4) 教職員の資質能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題です。そして子どもの力では解決が難しい問題です。小学校6年間を通して、子どもを心身ともに健やかな成長へ導くことは、私たち教職員の責務であり、そのために子どもとしっかり向き合い、いじめの防止等にきちんと取り組める資質能力を身につけられるようしなければなりません。そこで本校では、すべての教職員を対象に、年3回(4月・8月・1月)の校内研修を行います。(※[6年間計画]参照)

(5) 家庭・地域住民との連携

学校がいじめの防止等の取り組みをスムーズに行っていくためには、日頃から家庭や地域住民との連携を大切にしなければなりません。それには、次のようなことに留意する必要があります。

① 保護者への連絡と協力の要請

ア いじめ問題についての情報を必要に応じて提供し、家庭での様子をしっかりと見てもらうようお願いをする。

イ いじめ問題の態様によっては、保護者会等をもち、学校と保護者の情報交換や意見交換の機会を設ける。

ウ いじめ問題をなくすためには、周りの子どもや保護者が当事者意識をもって、関心を抱くことが不可欠であることを啓発する。

② 地域住民との連携

ア 学校運営協議会委員や関係機関との連携を密にしながら、必要に応じて情報を共有する。

イ 回覧板やポスターを使って、地域住民の学校行事への参加を促す。いずれにせよ、日頃からおたよりやお知らせ、ホームページ等を利用して保護者や地域住民に情報を提供し、学校行事や学校の取り組み等

に関心を持ってもらうことが大切です。

(6) 継続的な指導・支援

学校がいじめが解決したと思っても、場合によっては複雑化してしま
い、教職員や保護者から見えにくくなることもあります。そのため、次
のような継続的な指導・支援をしなければなりません。

- ① 「いじめ・不登校対策委員会」を定期的に行い、子どもの様子を継続的に注視する。
- ② いじめを受けている子どもの継続的な心のケアに努める。場合によっ
てはスクールカウンセラーを活用する。
- ③ いじめを受けている子どもの家庭と定期的に連絡をとり、学校や家庭
での様子について情報交換を行い、今後の指導・支援の参考とする。
- ④ いじめている子どもについては、いじめの背景にある原因やストレス
等を取り除くよう支援するとともに、規範意識が向上できるよう継続的
に指導する。また、いじめている子どもの家庭と定期的に連絡をとり、
学校や家庭での様子について情報交換を行い、今後の指導・支援の参考
とする。

(7) 取り組みの内容について

本校のいじめ防止等の取り組みについては、それまでの実績や結果を検
証し、子どもや保護者、学校評議員等の声やアンケート結果を利用して確
認しなければなりません。そして、4の(1)で述べたように、「いじめ
対策委員会」にて、学校基本方針を本校の実情に応じて、適宜、追加・訂
正・削除しなければなりません。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、直ちに
適切な対処を行わなければなりません。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に
重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席
することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意しなければなりません。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめ
を受けた子どもの状況に着目して判断する。
ア 児童生徒が自殺を企図した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を負った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目
安とする。ただし、子どもがいじめにより一定期間、連続して欠席して
いるような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

重大事態が発生した際、次のことにも留意しなければなりません。

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となって、事実内容を明確にす
るための調査にあたる。
- ③ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生
徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ④ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方
法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。